

市有財産（土地）の貸付一般競争入札応募要領

令和6年4月

盛岡市総務部管財課

目 次

1	募集する物件及び最低賃貸料	1
2	貸付条件等	1
3	入札参加者の資格	3
4	入札参加申込手続き	4
5	入札保証金	5
6	入札及び開札の日時・場所	6
7	入札の手続き	6
8	落札者の決定等	7
9	契約の締結等	8
10	質問及び回答	8
11	申込みから契約締結までの流れ	9
12	募集に関する問い合わせ先	9
	●物件調書	10
	<様式>	
第1号	一般競争入札参加申込書	12
第2号	誓約書	13
第3号	役員名簿	14
第4号	実績報告書	15
第5号	事業計画書	16
第6号	土地利用計画書	17
第7号	保証金等納付書	18
第8-1号	保証金等還付請求書（口座振込用）	19
第8-2号	保証金等還付請求書兼受領書（直接還付用）	20
第9号	入札書	22
第10号	委任状	23
第11号	入札辞退届	24
第12号	普通財産借受申込書	25
第13号	不動産賃貸借契約書（案）	26
第14号	質問票	31

市有財産（土地）の貸付一般競争入札応募要領

盛岡市では、市有財産の有効活用を図るため、内丸に所在する次の市有地について、一般競争入札により、貸付を行います。

本件土地は、都市計画法第 11 条第 1 項に規定される「一団地の官公庁施設」の区域内にあり、土地利用に制限があるため、用途を時間貸平面駐車場用地に限定して貸付します。また、内丸地区再整備基本計画((仮称)内丸プラン)における再整備区域内に所在していることから、再整備事業が開始されるまでの暫定的な利活用を想定しています。

入札に参加を希望する方は、本要領を十分に確認の上、お申込みください。

1 募集する物件及び最低賃貸料

(1) 対象物件

所在地	貸付面積（公簿）
盛岡市内丸 9 番 11	786.70 m ²

※物件の詳細は、物件調書でご確認ください。

※現地説明会は実施しませんので、現地をご確認の上、お申し込みください。

なお、貸付物件は、現状有姿のまま貸付することとなります。

(2) 最低賃貸料

年額 4,102,640 円

2 貸付条件等

(1) 契約の内容

本件契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 5 第 1 項の規定に基づく貸付（賃貸借契約）です。

(2) 用途

用途は、「時間貸平面駐車場用地」とします。

(3) 貸付期間

貸付期間は、令和 6 年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日までの 5 年間とします。

なお、賃借人は、貸付物件を令和 6 年 8 月 1 日までに時間貸平面駐車場として使用できるようにしてください。また、貸付期間の延長及び貸付契約の更新は行いません。

(4) 賃貸料

ア 本件入札により賃借人として決定した者の落札金額を賃貸料とします。

イ 盛岡市が発行する納入通知書により、指定する期日までに指定する場所において納付してください。

(5) 権利譲渡等の禁止

賃借人は、次の行為をすることはできません。

- ア 貸付契約によって取得した権利を譲渡し、又はその権利を担保に供すること。
- イ 貸付物件を転貸すること。
- ウ 貸付物件の形質を変改し、又は時間貸平面駐車場の用途以外の用に供すること。
- エ 建物を建築すること。

(6) 費用負担

- ア 時間貸平面駐車場の設計、整備、運営、維持管理、修繕及び撤去等に係る費用は、賃借人の負担とします。
- イ 貸付物件に投じた必要費及び有益費、貸付物件に課される租税公課並びに貸付物件に付帯する電話、電気、ガス及び水道等の諸設備の設置に必要な費用及び使用に必要な経費は、すべて賃借人の負担とします。

(7) 貸付物件の保全義務等

- ア 賃借人は、善良なる管理者の注意をもって、貸付物件の維持保全に努めてください。
- イ 賃借人は、駐車場の美観維持及び紛争防止に努めるとともに、駐車場経営に関して生じた利用者及び近隣住民等からの要望及び苦情等のすべてについて、自らの責任において処理してください。
- ウ 賃借人は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損したとき、若しくはそのおそれがあるときには、直ちにその状況を盛岡市に報告してください。

(8) 損害賠償

賃借人は、その責に帰する事由により、貸付物件の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、貸付物件の損害に相当する金額を損害賠償として、盛岡市に支払わなければなりません。ただし、盛岡市の指示により貸付物件を原状に回復したときは、この限りではありません。

また、賃借人は、貸付契約に定める義務を履行しないために、盛岡市に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として、盛岡市に支払わなければなりません。

(9) 違約金

賃借人は、(5)及び(7)の規定に違反したとき又は(10)ウの各事項に該当したときは、違約金として賃貸料の3か月分に相当する金額を、盛岡市が発行する納入通知書により、指定する期日までに、指定する場所において支払わなければなりません。

(10) 契約の解除

次の各事項のいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除することができるものとします。

- ア 盛岡市が、貸付物件を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- イ 賃借人が、貸付契約の期間満了前に、契約の解除を申し出たとき。ただし、賃借人は、解除しようとする日の3か月前までに書面により、盛岡市に通知するものとします。
- ウ 盛岡市は、賃借人が、次の各事項のいずれかに該当するときは、何らの催告その他の手続きを要することなく、直ちに貸付契約を解除することができるものとします。

- ・賃貸料の支払いを怠ったとき。
- ・(5)の記載事項に違反、又は(7)に記載の義務を果たさなかったとき。
- ・役員等（賃借人が個人である場合にはその者を、賃借人が法人である場合にはその法人の役員をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ・役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ・役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ・役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ・暴力団又は暴力団員が契約物件を使用していると認められるとき。

(11) 貸付物件の返還及び原状回復義務

賃借人は、貸付期間が満了したとき、又は貸付契約が解除されたときは、盛岡市の指定する期日までに、賃借人の負担により貸付物件を原状に回復して、返還するものとします。この場合、賃借人は盛岡市に対し返還に伴って発生する費用及び立退料等一切の請求をすることができません。

3 入札参加者の資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に規定する者（成年被後見人、被保佐人等契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者）に該当しない者であること。
- (2) 市税（個人又は法人の市民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税に限る）を滞納していないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがない者であること。
- (4) 法人等（法人及び個人をいう。）の役員等（法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当しない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (5) 過去2年間において、官公庁及び民間等における駐車場管理運営業務等の実績を有していること。

4 入札参加申込手続き

(1) 入札の受付期間及び場所

受付期間	令和6年4月18日（木）から令和6年5月14日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで （5月14日（火）は正午までの受付とする。）
受付場所	盛岡市役所本庁舎本館4階 総務部管財課 電話 019-613-8340

(2) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書（様式第1号） 1部

押印する印鑑は、印鑑登録している印鑑（法人の場合にあっては、法務局に印鑑登録している代表者の印鑑）とすること。

イ 添付書類 各1通（証明書類は、発行後3か月以内のものとする。）

(ア) 申込者が法人の場合

- ・登記事項全部証明書（履歴事項全部証明書）
- ・印鑑証明書
- ・誓約書（様式第2号）
- ・役員名簿（様式第3号）
- ・実績報告書（様式第4号）
- ・盛岡市に納付すべき直近2年度分の法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税の納税証明書
- ・事業計画書（様式第5号）
- ・土地利用計画書（様式第6号）

(イ) 申込者が個人の場合

- ・住民票（申込者本人）の写し
- ・印鑑登録証明書
- ・身分証明書（本籍地のある市区町村長が発行する身分証明書。外国人の場合は不要）
- ・誓約書（様式第2号）
- ・実績報告書（様式第4号）
- ・盛岡市に納付すべき直近2年度分の市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税の納税証明書 ※市民税が非課税の場合は、非課税証明書を提出してください。
- ・事業計画書（様式第5号）
- ・土地利用計画書（様式第6号）

(3) 審査結果

入札参加資格審査の結果については、後日、一般競争入札参加申込受付書によりお知らせいたします。

5 入札保証金

(1) 納付方法

ア 入札に当たっては、見積もる入札金額（年額）に契約年数（5年）を乗じた金額の100分の3に相当する額（その額に1円未満の端数が生じたときは、それを切り上げた額）以上の入札保証金が必要となりますので、入札参加者は、その入札保証金を入札会場の受付において保証金等納付書（様式第7号）により納付してください。

イ 入札保証金は、現金又は支払地を盛岡市とする銀行振出小切手で納付してください。事務処理の都合上、できるだけ銀行振出小切手でお願いします。

なお、小切手を現金化する際に取立手数料を要する場合は、入札参加者の負担とします。

ウ イの規定にかかわらず、入札参加者が次のいずれかに掲げる担保を提供するときは、入札保証金の納付に代えることができます。ただし、その保証価格は、それぞれ次に定める額とします。

(ア) 国債及び地方債 額面金額全額

(イ) 政府の保証のある債券及び金融債 額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する額

(ウ) 銀行が振出し又は支払保証をした小切手（持参人払式のもの又は会計管理者を受取人とするものに限る。） 小切手金額

エ 銀行振出小切手で入札保証金を納付する場合には、次の(ア)から(オ)に御注意ください。

(ア) 現金に代える証券として納付される小切手（以下「現金代用証券」という。）、担保として提供される小切手の別は、納付者の申し出によります。

(イ) 現金代用証券としての小切手は、盛岡市財務規則（昭和46年盛岡市規則第33号）第37条第1項及び第2項に定めるとおり、支払が確実なものでなければ受領することができません。

(ウ) 指定受取人（支払人から小切手と引き換えに現金を受領する者）の場合は、現金代用証券は管財課出納員、担保は会計管理者となります。

(エ) 盛岡手形交換所管外の銀行が支払人の小切手は、担保のみの扱いとなります。

(オ) 担保としての小切手の呈示期限（振出日の翌日から10日）が経過することとなる場合で、これに代わる保証金の納付又は担保の提供がないときなど、保証金に代える担保として取り扱うことができなくなります。

オ イ及びウの規定にかかわらず、入札参加者が保険会社との間に、盛岡市を被保険者とする入札保証契約を締結したときは、この保証契約書を提出することにより、入札保証金の納付に代えることができます。

(2) 領収書の発行

入札保証金を受付で納付されたときは、保証金等領収証書を発行します。

(3) 落札者の入札保証金

落札者の入札保証金は、賃貸借契約の締結に必要となる契約保証金が納付された後に、保証金等還付請求書（口座振込用）（様式第8-1号）の提出を受け次第、還付します。ただし、申出により入札保証金を契約保証金に充当することができます。

なお、落札者が賃貸借契約の締結期限までに契約を締結しない場合は、落札が無効になり、入札保証金は、盛岡市に帰属し、返還されませんので御注意ください。

(4) 落札者以外の者の入札保証金

入札の結果、落札にならなかった場合の入札保証金については、その入札の終了後、直ちに、受付において保証金等還付請求書兼受領書（様式第8-2号）と引換えに入札保証金を還付します。

6 入札及び開札の日時・場所

入札及び開札の日時・場所は、次のとおりです。

入札	令和6年5月24日（金）午前10時30分から （受付は午前10時00分から） 盛岡市役所本庁舎別館4階 403会議室
開札	入札後即時行います。

7 入札の手続き

(1) 入札への参加者等

ア 入札に参加できる者は、一般競争入札参加申込受付書の通知を受けた者（同書に記載された本人又は本人から委任を受けた代理人）に限ります。

イ 代理人が入札に参加する場合は、その代理人の身分証明書を添付した委任状を持参してください。（申込者が法人で、代理人が社員等の場合、身分証明書の提出は必要ありません。）

(2) 入札方法

ア 入札参加者は、入札書（様式第9号）に必要な事項を記入し、記名、押印の上、所定の入札箱に投入してください。

イ 入札書は、会場に用意してあります。また、本要領に添付している入札書を複写して事前に記入しておいて入札することもできます。

ウ 入札者は、入札箱に投入された入札書を、その理由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

エ 入札書に記載する入札金額は、1年間の賃貸料の金額（年額）を記載してください。

(3) 入札に必要な書類

ア 一般競争入札参加申込受付書

イ 入札書（様式第9号）

ウ 委任状（様式第 10 号）

※代理人が入札する場合に必要になります。

(4) 開札

開札は、入札後直ちに入札者の面前で行います。ただし、入札参加者が開札場所にいない場合には、当該入札の事務に関係のない盛岡市の職員を立ち合わせて開札します。

(5) 無効となる入札

次のアからコまでのいずれかに該当する入札は、これを無効とします。

ア 一般競争入札に参加する資格のない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 入札保証金を納付せず、又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札

エ 入札保証金又は入札補償金に代わる担保が入札金額に契約年数（5年）を乗じた金額の100分の3に相当する額に達していない入札

オ 記名押印を欠いた入札

カ 金額を訂正した入札

キ 誤字、脱字等により入札参加者の意思表示が不明瞭である入札

ク 明らかに連合によると認められる入札

ケ 同一事項の入札について、同一人が同時に2通以上入札箱に投入された入札

コ その他入札に関する条件に違反した入札

(6) 辞退

入札執行の完了に至るまでは、入札辞退届（様式第 11 号）を提出することにより、入札を辞退することができます。

8 落札者の決定等

(1) 落札者の決定方法

落札者は、最低賃貸料（年額）以上の金額をもって有効な入札を行った者のうち最高金額（年額）の入札を行った者とします。

また、最高金額（年額）で入札を行った者が複数いる場合は、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。

(2) 落札後の提出書類

落札者決定後に提出していただく書類は、次のとおりです。詳細は落札者決定後に説明しますので、その指示に従って作成し、指定した期日までに提出してください。

ア 普通財産借受申込書（様式第 12 号）

イ 事業計画書（様式第 5 号）

ウ 土地利用計画書（様式第 6 号）

9 契約の締結等

(1) 契約の締結

落札者には、普通財産借受申込書（様式第 12 号）等を提出の上、盛岡市と別添「不動産賃貸借契約書（案）」（様式第 13 号）に基づく不動産賃貸借契約を締結していただきます。

なお、契約金額は、年額とします。また、本件契約締結に関して必要な費用は、落札者の負担となります。

(2) 契約保証金

ア 落札者は、契約を締結するときまでに、契約金額に契約年数（5 年）を乗じた金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を盛岡市に納付することとします。ただし、落札者が次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を減免しますので、契約締結までに総務部管財課に確認してください。

(ア) 落札者が保険会社との間に盛岡市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その履行保証保険契約に係る証券を提出するとき。

(イ) 政令第 167 条の 5 第 1 項及び政令第 167 条の 11 第 2 項に規定する資格を有する者で、過去 2 年の間に盛岡市と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであって、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 契約保証金に代わる担保の提供

落札者が次のいずれかに掲げる担保を提供するときは、契約保証金の納付に代えることができます。ただし、その保証価格は、それぞれ次に定める額とします。

(ア) 国債及び地方債 額面金額全額

(イ) 政府の保証のある債券及び金融債 額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の 8 割に相当する額

(ウ) 銀行が振出し又は支払保証をした小切手（持参人払式のもの又は会計管理者を受取人とするものに限る。） 小切手金額

ウ 契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、契約期間満了時に、貸付物件の原状回復状況を確認した後、落札者の請求に基づいて返還することとします。ただし、返還の際は利息を付しません。また、契約の変更により契約金額に減少があったときは、その減少額に相当する契約保証金又は契約保証金に代わる担保を還付することがあります。

エ 落札者が本件契約上の義務を履行しないときは、盛岡市は本件契約を解除します。この場合、納入された契約保証金は、盛岡市に帰属することになります。

10 質問及び回答

(1) 質問受付期間及び質問方法

ア 受付期間

質問の受付は、令和6年5月14日（火）午後5時までとします。

イ 質問方法

本要領に関する質問は、質問票（様式第14号）に記入の上、総務部管財課まで電子メールにより提出してください。これ以外の方法によるものは受け付けません。

（質問受付の電子メールアドレス kanzai@city.morioka.iwate.jp）

(2) 回答

質問に対する回答は、盛岡市ホームページで公表します（令和6年5月17日（金）頃を予定）。

11 申込みから契約締結までの流れ

申込みから契約締結までの日程は、次のとおりです。

項目	日程
入札参加申込	令和6年4月18日（木）～令和6年5月14日（火）
質問受付期間	令和6年4月18日（木）～令和6年5月14日（火）
質問への回答	令和6年5月17日（金）頃
参加資格審査	審査結果を令和6年5月17日（金）までに発送
入札保証金納入	令和6年5月24日（金）午前10時00分から午前10時30分までに入札会場の受付で納入
入札	令和6年5月24日（金）午前10時30分
開札	令和6年5月24日（金）入札後即時行います。
契約締結期限	令和6年5月31日（金）

12 募集に関する問い合わせ先

盛岡市総務部管財課財産係（担当者：大山 有莉、小橋 栄史）

TEL：019-613-8340（直通）

ファクス：019-622-6211

電子メール：kanzai@city.morioka.iwate.jp

物 件 調 書

所在地	盛岡市内丸9番11	
土地	地目及び地積	宅地 786.70㎡
最低賃貸料	年額 4,102,640円	
道路幅員及び 接面状況等	西側が幅員約16mの市道に接面しています。	
供給施設状況	引込・状況	
	電気	可
	上水道	可
	下水道	可
	都市ガス	—
詳細は、現地及び事業者にご確認ください。		
最寄り駅及び 交通機関	盛岡駅：対象不動産まで約1.5km 岩手県交道路線バス「盛岡城跡公園」バス停：対象不動産まで約120m	
近隣の状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・盛岡市役所まで約450m、岩手県庁まで約300m、岩手医科大学附属内丸メディカルセンターまで約500m ・内丸地区は、盛岡駅東口地区から盛岡バスセンターのある河南地区にかけて東西に広がる中心市街地のエリアのほぼ中央に位置しています。内丸地区の中心部分には、国、岩手県、盛岡市などの行政機関のほか、医療機関、金融機関、報道機関、岩手県民会館や岩手県公会堂などの文教施設が立ち並んでいます。 ・内丸地区に隣接する中央通を中心とした地域には、地元企業の本社や県外企業の支店など多くのオフィスビルが集積し、盛岡市のみならず岩手県の経済活動の中心となっています。これらの各種機関や企業には盛岡市内と周辺市町から多くの住民が通勤しているほか、岩手医科大学附属内丸メディカルセンターなどの医療機関を受診する患者などが平日昼間を中心に集中しており、周辺の地域に消費や飲食、公共交通機関の利用などの副次的な経済効果を生んでいるとみられます。 	
その他	当該土地は、盛岡地区広域消防組合へ消防庁舎敷地として、平成29年3月まで貸付していました。	

※ 土地の利用制限等については、あらかじめ各自で関係機関にご確認ください。

<位置図>



<現地写真>



様式第1号

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

盛岡市長 内 舘 茂 様

住所又は所在地

氏名又は名称及び

代表者の氏名

㊞

連絡先（電話

）

令和6年5月24日に執行される市有財産（土地）の貸付一般競争入札に参加したいので、関係書類を添えて、申し込みます。

申込物件

所在地	地目	地積
盛岡市内丸9番11	宅地	786.70㎡

備考1 共同で申し込む場合、連名とすること。

2 証明書類は、発行日から3か月以内のものとする。

3 押印する印鑑は、印鑑登録をしている印鑑とすること。

4 代理人により入札を行う場合、委任状が必要となります。

以下の欄には、記入しないでください。

① 受付番号 番

② 添付書類

(個人) 住民票 (法人) 登記事項全部証明書		印鑑証明書	
誓約書		委任状	
役員名簿		身分証明書	
実績報告書		納税証明書	
土地利用計画書		事業計画書	

様式第2号

誓 約 書

下記事項について、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

- 1 私（及び法人の役員等）は、盛岡市暴力団排除条例（令和27年盛岡市条例第9号）第9条第1項の暴力団員等ではありません。
- 2 私（及び法人の役員等）は、同条例第2条第1号の暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有している者ではありません。
- 3 私（及び法人の役員等）は、本誓約書1又は2に該当するものであるか否かを確認するため、貴市が本誓約書及び役員名簿を岩手県警察に提供することに同意します。
- 4 私は、貴市における一般競争入札（以下「入札」という）の規定を厳守し、公正な入札をいたします。次のいずれかに該当した場合は、貴市の入札参加資格の取消し又は停止を受けても異存ありません。
 - (1) 入札等において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (2) 落札者が契約を締結し、又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (3) 市の契約担当職員が行う監督又は検査の実施に当たり、当該職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (4) 著しく社会的信用を失墜する行為を行い、資格者として不適格と認められたとき。
 - (5) (1)から(4)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用したとき。

令和 年 月 日

盛岡市長 内 舘 茂 様

住所又は所在地

氏名又は名称及び

代表者の氏名

Ⓜ

様式第3号

役員名簿

応募者が個人である場合には応募者本人について、法人である場合には役員又はその支店若しくは応募する事業者の代表者について記入してください。

ふりがな 氏名	役職名	生年月日	住所 (市区町村名まで)
			都・道・府・県 市・区・町・村

※ 記載欄が足りない場合は、適宜行を追加してください。

実績報告書

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称及び

代表者の氏名

㊞

1 時間貸平面駐車場管理運営等の実績

設置場所(施設)	設置(契約)期間

※ 令和6年度を契約期間に含む契約書等の写しを添付すること(契約金額については塗りつぶし可)。

なお、記載する実績は1件でよい。また、盛岡市以外との契約実績も可とする。

様式第5号

事業計画書

1 事前準備・工事

令和 年 月 日から令和 年 月 日までを予定

2 駐車場運営

令和 年 月 日から令和 年 月 日までを予定

3 撤去・原状回復

令和 年 月 日から令和 年 月 日までを予定

※整備に係るスケジュール表があれば添付してください。

様式第6号

土地利用計画書

- 1 種別
土地
- 2 所在地番
内丸9番11
- 3 地積（公簿）
786.70㎡
- 4 使用目的
時間貸平面駐車場
- 5 計画図面

※計画図面には、施設の配置状況を記載してください。

なお、別紙による提出も可とします。

様式第7号

保証金等納付書

- 1 保証の件名 市有財産（土地）の貸付（対象物件；内丸9番11）
- 2 保証の種類 ① 入札保証 ② 契約保証
- 3 保証の区分 ① 現金等（ ） ② 有価証券担保
- 4 保証（納付）額 金 _____ 円
- 5 3の②有価証券担保の内訳

証券等名称	有価証券の内容			保証価格 算定割合	保証価格 (納付額)	備 考
	回記号	番号	額面金額			

上記のとおり納付します。

令和 年 月 日

盛岡市長 内 舘 茂 様

住所又は所在地
氏名又は名称及び
代表者の氏名

㊞

※代理人

住 所
氏 名

㊞

- 備考1 2及び3は、該当する番号に○印を付すこと。
- 2 3の①に○印を付す場合は、カッコ内に「現金」又は「小切手」の別を記入すること。
- 3 代理人が納付する場合は、本人の住所・氏名（押印は、不要）を記入の上、代理人の住所及び氏名を記入し、委任状の代理人使用印の欄に押印した印鑑を押印すること。

様式第 8 - 1 号

保証金等還付請求書（口座振込用）

- 1 保証の件名 市有財産（土地）の貸付（対象物件：内丸 9 番11）
- 2 保証の種類 ① 入札保証 ② 契約保証
- 3 保証の区分 ① 現金等（ ） ② 有価証券担保
- 4 保証(納付)額 金 _____ 円
- 5 3の②有価証券担保の内訳

証券等名称	有価証券の内容			保証価格 算定割合	保証価格 (納付額)	備 考
	回記号	番号	額面金額			

上記納付済の保証金等の還付を請求します。

振込先口座 銀行 支店

普通・当座 番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

振込先名義人

令和 年 月 日

盛岡市長 内 舘 茂 様

住所又は所在地
氏名又は名称及び
代表者の氏名

Ⓜ

※代理人

住 所
氏 名

Ⓜ

様式第 8 - 2 号

(表)

保証金等還付請求書兼受領書 (直接還付用)

- 1 保証の件名 市有財産 (土地) の貸付 (対象物件 : 内丸 9 番11)
- 2 保証の種類 ① 入札保証 ② 契約保証
- 3 保証の区分 ① 現金等 () ② 有価証券担保
- 4 保証(納付)額 金 _____ 円
- 5 3の②有価証券担保の内訳

証券等名称	有価証券の内容			保証価格 算定割合	保証価格 (納付額)	備 考
	回記号	番号	額面金額			

上記納付済の保証金等の還付を請求します。

令和 年 月 日

盛岡市長 内 舘 茂 様

住所又は所在地
氏名又は名称及び
代表者の氏名

保証金の受領に使用する印

※代理人
住 所
氏 名

保証金の受領に使用する印

備考 1 2及び3は、該当する番号に○印を付すこと。

2 3の①に○印を付す場合は、カッコ内に「現金」又は「小切手」の別を記入すること。

3 代理人が請求する場合は、本人の住所及び氏名 (押印は、不要) を記入の上、代理人の住所及び氏名を記入し、委任状の代理人使用印の欄に押印した印鑑を押印すること。

(裏)

収入印紙
200円
(法人のみ)

領 収 証 書

表面の納付済の保証金等を受領しました。

令和 年 月 日

盛岡市会計管理者 様

住所又は所在地

氏名又は名称及び
代表者の氏名

印

様式第9号

入 札 書

一般競争入札に関して定める法令、盛岡市の例規等の条項に従い、次のとおり入札します。

件名：市有財産（土地）の貸付一般競争入札

（対象物件：内丸9番11）

金額			百万			千				円
----	--	--	----	--	--	---	--	--	--	---

注 金額を訂正すると、失格となります。

令和 年 月 日

本人が入札する場合

住所又は所在地

氏名又は名称及び

代表者の氏名

Ⓜ

※代理人

住 所

氏 名

Ⓜ

備考1 金額は、1枠ずつに算用数字で記入し、金額の頭に「¥」を付けること。

2 代理人が入札する場合、本人の住所・氏名（押印は、不要）を記入の上、代理人の住所及び氏名を記入し、委任状の代理人使用印の欄に押印した印鑑を押印すること。

委 任 状 (入札用)

令和 年 月 日

盛岡市長 内 舘 茂 様

住所又は所在地

氏名又は名称及び

代表者の氏名

印

私は、1の者を代理人と定め、2の市有財産（土地）の貸付一般競争入札及びこれに附帯する事項に関する一切の権限を委任します。

1 受任者

住 所

氏 名

代理人使用印

2 申込物件

所 在 地	種 別	地 目	地 積
盛岡市内丸9番11	土地	宅地	786.70㎡

備考1 代理人の身分証明書を添付すること（申込者が法人で、代理人が社員等の場合、身分証明書の提出は必要ありません。）。

2 代理人使用印の欄に押印する印鑑は、代理人が使用する印鑑を押印すること（代理人は、入札において、この押印した印鑑以外は使用できません。）。

様式第11号

入札辞退届

令和 年 月 日

盛岡市長 内 舘 茂 様

住所又は所在地

氏名又は名称及び

代表者の氏名

㊞

私は、令和6年5月24日に執行される市有財産（土地）の貸付一般競争入札（対象物件：内丸9番11）に参加するため、同年 月 日付けで申し込みましたが、諸般の事情により入札への参加を辞退させていただきます。

様式第12号

普通財産借受申込書

令和 年 月 日

盛岡市長 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話

盛岡市財務規則第186条第1項の規定により、普通財産の借り受けについて、貸付条件を承諾の上、次のとおり申し込みます。

記

1 借り受けたい財産の所在地、種別、細目及び数量

(1) 所在地 盛岡市内丸9番11

(2) 種 別 土地

(3) 細 目 宅地

(4) 数 量 786.70㎡

2 財産の用途

時間貸平面駐車場用地

3 借受けを希望する期間

令和 6 年 7 月 1 日から 令和 11 年 6 月 30 日まで

4 担保を供し、又は保証人をたてる場合の担保の額又は保証の性質並びに保証人の住所及び氏名

不動産賃貸借契約書（案）

盛岡市（以下「賃貸人」という。）と〇〇（以下「賃借人」という。）とは、不動産の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（契約物件及び貸付用途）

第 1 条 賃貸人は、その所有する次の不動産（以下「契約物件」という。）を「時間貸平面駐車場用地」として賃借人に貸し付けるものとし、賃借人は、これを借り受けて当該目的のため使用するものとする。

契約物件の表示

所在地	盛岡市内丸 9 番11
種 別	土地
細 目	宅地
数 量	786.70m ²

2 賃借人は、契約物件の使用に当たっては、この契約のほか、「市有財産（土地）の貸付一般競争入札応募要領」の内容を遵守するものとする。

（契約期間）

第 2 条 前条の貸付期間は、令和 6 年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日までとする。

なお、賃借人は、契約物件を令和 6 年 8 月 1 日までに貸付用途に供すること。

2 前項の規定による契約期間の延長及び契約の更新は行わないものとする。

（賃貸料）

第 3 条 契約物件の賃貸料は、年額 金〇〇〇〇円とする。ただし、令和 6 年度については、金〇〇円とし、令和 11 年度は、金〇〇円とする。

2 賃借人は、前項の規定による賃貸料を賃貸人が発行する納入通知書により、賃貸人が指定する期日（以下「支払期限」という。）までに賃貸人の指定する場所において支払うものとする。

（賃貸料の改定）

第 4 条 賃貸人は、前条の賃貸料が不動産価格の変動により、又は近隣の不動産の地代若しくは賃料に比較して不相当となったときは、将来に向かって賃貸料を改定することができる。

2 賃貸人は、前項の規定により賃貸料を改定するときは、あらかじめ書面により賃借人に通知するものとする。

（契約保証金）

第 5 条 賃借人は、この契約の締結による保証金（以下「契約保証金」という。）として、金〇〇円を納付しなければならない。

2 賃貸人は、賃借人が賃貸人に対して負担する一切の債務を弁済し、かつ、この契約を履行し

たこと及び契約物件の原状回復状況を確認した後に、賃借人の請求に基づいて契約保証金を返還するものとする。

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

(遅延損害金)

第6条 賃借人は、賃貸料を支払期限までに支払いをしないときは、盛岡市市税外歳入督促手数料等徴収条例（昭和25年条例第32号）第3条第1項の規定による延滞金の額の計算によって算出した額を遅延損害金として賃貸人に支払わなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第7条 賃借人は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。ただし、あらかじめ文書により賃貸人に申し出て、賃貸人の承認を受けたときは、この限りではない。

- (1) この契約によって取得した権利を譲渡し、又はその権利を担保に供しないこと。
- (2) 契約物件を転貸しないこと。
- (3) 契約物件の形質を変改し、又は第1条に規定する貸付用途以外の用に供しないこと。
- (4) 建物を建築しないこと。

(費用負担)

第8条 時間貸平面駐車場の設計、整備、運営、維持管理、修繕及び撤去等に係る費用は、賃借人の負担とする。

2 契約物件に投じた必要費及び有益費、契約物件に課される租税公課並びに契約物件に付帯する電話、電気、ガス及び水道等の諸設備の設置に必要な費用及び使用に必要な経費は、すべて賃借人の負担とする。

(契約物件の保全義務等)

第9条 賃借人は、善良なる管理者の注意をもって、契約物件の維持保全に努めなければならない。

2 賃借人は、駐車場の美観維持及び紛争防止に努めるとともに、駐車場経営に関して生じた利用者及び近隣住民等からの要望及び苦情等のすべてについて、自らの責任において処理しなければならない。

3 賃借人は、契約物件の全部又は一部が滅失又は毀損したとき、若しくはそのおそれがあるときには、直ちにその状況を賃貸人に報告しなければならない。

(損害賠償)

第10条 賃借人は、その責に帰する事由により、契約物件の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、契約物件の損害に相当する金額を損害賠償として、賃貸人に支払わなければならない。ただし、賃貸人の指示により契約物件を原状に回復したときは、この限りではない。

2 賃借人は、この契約に定める義務を履行しないために、賃貸人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として、賃貸人に支払わなければならない。

(違約金)

第 11 条 賃借人は、第 7 条及び第 9 条の規定に違反したとき又は第 16 条第 2 項各号に該当したときは、違約金として賃貸料の 3 か月分に相当する金額を、賃貸人が発行する納入通知書により、賃貸人が指定する期日までに、賃貸人の指定する場所において支払わなければならない。

2 前項の規定は違約罰であって、第 10 条に規定する損害賠償額の予定又はその一部とはしないものとする。

3 第 1 項の規定は、第 16 条に規定する賃貸人の契約解除権の行使を妨げないものとする。

(契約不適合責任)

第 12 条 賃借人は、契約物件に関して契約の内容に適合しない状態がある場合でも、賃貸人に対して、賃貸料の減免又は損害賠償の請求をすることができない。

(使用状況の確認)

第 13 条 賃貸人は、賃借人に対して、契約物件の使用状況及び売上状況等について、実地に調査し、又は所要の報告若しくは参考となるべき資料の提出を求めることができるものとする。

2 賃貸人は、必要に応じて、賃借人に対して、前項の報告に関する事項について、聞き取り調査を行い、又は参考となるべき資料の提出を求めることができるものとする。この場合において、賃借人は、その調査又は要求等を拒み、又は妨げてはならない。

3 前 2 項の規定による報告や提出書類の内容を確認した結果、適切に履行されていないと判断した場合、賃貸人は、賃借人に対して、指導を行うものとする。

(第三者への損害)

第 14 条 賃借人は、契約物件を貸付用途に供したことによって、第三者に損害を与えたときは、賃貸人の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 賃貸人が、賃借人に代わって前項の賠償の責を果たしたときは、賃貸人は、賃借人に対して求償することができるものとする。

(事故や盗難等)

第 15 条 賃貸人は、駐車場での事故や売上金若しくは釣り銭の盗難及び毀損について、明らかに賃貸人の責に帰すべき事由によるものを除き、その責を負わないものとする。

(契約の解除)

第 16 条 賃貸人は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 賃貸人が、契約物件を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。ただし、賃貸人は、解除しようとする日の 3 か月前までに書面により、賃借人に通知するものとする。

(2) 賃借人が、この契約の期間満了前に、この契約の解除を申し出たとき。ただし、賃借人は、解除しようとする日の 3 か月前までに書面により、賃貸人に通知するものとする。

2 賃貸人は、賃借人が、次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告その他の手続きを要することなく、直ちにこの契約を解除することができるものとする。

(1) 支払期限までに賃貸料の支払いを怠ったとき。

- (2) 第7条の規定に違反、又は第9条に記載の義務を果たさなかったとき。
- (3) 第12条第3項の規定による指導を受けたにもかかわらず、賃借人が適切な対応をとらない場合
- (4) 役員等（賃借人が個人である場合にはその者を、賃借人が法人である場合にはその法人の役員をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (5) 法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (6) 役員等が自己又は自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (8) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (9) 暴力団又は暴力団員が契約物件を使用していると認められるとき。
- (10) その他、この契約に定める義務に違反したとき、又は履行しないとき。

3 賃貸人は、前項の規定により契約を解除したときに、賃借人に損害があっても、その賠償の責を負わないものとする。

（契約物件の返還及び原状回復義務）

第17条 賃借人は、契約期間が満了したとき、又は第16条の規定により、この契約が解除されたときは、賃貸人の指定する期日までに、賃借人の負担により契約物件を原状に回復して、賃貸人に返還するものとする。

2 賃借人は、賃貸人に対し、返還に伴って発生する費用及び立退料等一切の請求をすることができないものとする。

（契約の費用）

第18条 この契約の締結に要する費用は、賃借人の負担とする。

（管轄裁判所）

第19条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、賃貸人の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって、管轄裁判所とする。

（疑義の決定）

第20条 この契約の各条項の解釈について疑問を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、賃貸人、賃借人協議の上、定めるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、賃貸人、賃借人記名押印の上、それぞれその1通を

保持するものとする。

令和 年 月 日

盛岡市内丸12番2号
賃貸人 盛岡市
代表者 盛岡市長 内 舘 茂

住 所
賃借人
氏 名 印

令和 年 月 日

質 問 票

盛岡市長 内 舘 茂 様

(質問者)

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

担当部局名

担当者氏名

担当連絡先

電話番号：

FAX 番号：

e-Mail：

要 領 ページ数	項 目	質 問 内 容

※注意点

質問事項は、1 欄に 1 項目を記入してください。